



第16回 おおた研究・開発フェア 出展者募集概要

集う最先端、共創イノベーションを

本展示会は、大田区企業と大手企業、大学・研究機関の連携を促進し、技術シーズとニーズのマッチングを通じて新事業創出と技術の実用化を支援します。

国内外の先端技術が「大田区」に集結し、イノベーションや新事業創出を目指す企業が多数来場する、社会実装・研究開発促進のためのマッチング展示会です。

展示会で終わらない、**成果につながるマッチング支援**

開催概要

会期

2026年11月5日（木）～6日（金）

会場

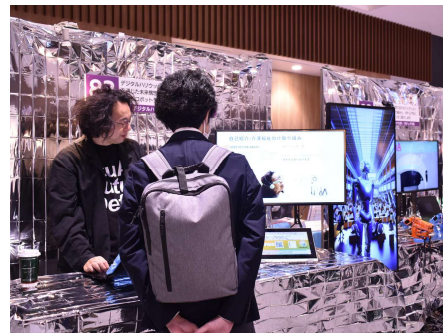
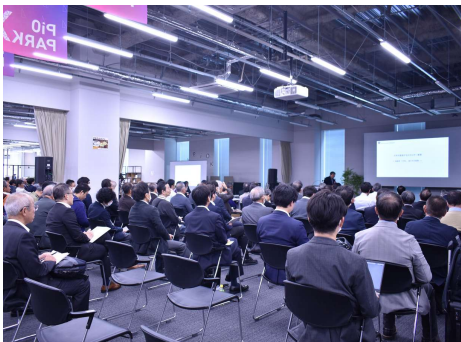
産業プラザPiO 大展示ホール
京浜急行「京急蒲田」駅より徒歩約3分

出展料

36,300円（税込）/1小間

募集数

全100小間（予定）



お問合せ

(公財) 大田区産業振興協会 イノベーション係

03-5579-7971



出展メリットと出展分野

分野特化×100小間で、高確度なマッチングを実現



展示会の特徴

国内外の大学・研究機関・企業による先端技術シーズが大田区に集結する展示会です。新しい技術を取り入れ、イノベーションや新事業創出を目指す企業が多数来場します。本展示会は、大田区企業、大手企業、大学・研究機関の連携を促進し、マッチングを通じた実用化支援を目的としています。



出展対象者

● 大田区企業

自社の技術や製品、開発テーマをもとに、新たな研究開発先や共同開発先を探している企業等

● 企業R&D部門

共同開発先の発掘を進める研究開発部門・新規事業部門等

● 大学・研究機関

研究成果の社会実装や企業連携を目指す大学・研究機関等

● 支援機関

企業支援や技術開発支援に取り組む支援機関・自治体・公的機関等



共同研究機会

共同研究・実証・移転の具体的な機会を獲得



パートナー探索

用途開発・事業化に向けた壁打ちを効率化



リード獲得

高関心セグメント来場で高品質リードを獲得



継続露出

会場×特設サイトで継続的な広報効果



伴走支援

伴走支援で成果までスムーズに到達



先端医療・ヘルスケア

医療・健康分野を支える製品開発や部品加工に関わる技術



航空・宇宙

航空機や宇宙関連機器に活かされる、精密加工や試作、関連部品製作等の技術



環境・エネルギー

省エネや再生可能エネルギーなど、環境・エネルギー分野を支える製品・部品・関連技術



先端素材・技術

先端素材やレアアース関連材料の加工、積層造形（AM）などの高度な製造技術



ロボティクス・AI活用

設計・開発支援、スマート製造、IoT技術など未来志向のものづくり



研究開発型区内企業

区内に拠点をもち、新たな研究開発先や共同開発先を探している企業



支援機関

企業支援や技術開発支援に取り組む支援機関・自治体・公的機関等

第15回 開催結果



94.6%

出展成果あり



74.7%

次年度の出展を希望



4,947件

交流件数

第15回
報告書





支援の流れ＋募集案内

事前・当日・事後を一気通貫で支援し、成果創出を促進



マッチング支援の流れ

1 事前施策

事前ヒアリング
分野別担当相談員の配置
事前マッチングの設定

2 当日施策

事前ヒアリングに基づく
面談機会の提供
出展者同士の交流促進
ネットワーキング導線設計

3 事後施策

出展後のフォローアップ
支援施策のご紹介

募集要項

募集数
全100小間

小間サイズ(予定)
W2.0×D1.0×H2.1m

出展料
36,300 (税込)/1小間

申込方法
下記URLから申し込み
▽URL
<https://www.pio-ota.jp/news/recruitment/open-call/ota-randd-fair2026/>



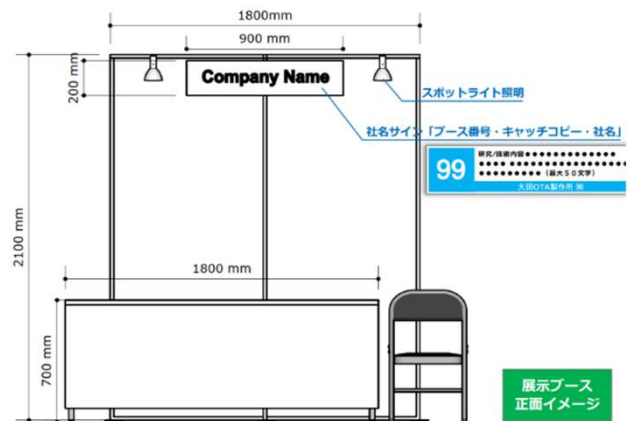
締切
2026年6月26日(金)
※定員に達し次第締切

審査
ご出展内容について、
審査させていただきます



備品・展示イメージ

基本備品
スポットライト×2、社名板、テーブル×1、
椅子×1
※コンセントは別料金となります。



併催イベント(予定)

- 出展者プレゼンテーション
技術の新規性や優位性等を会場にてPRいただけます。(別途申し込み必要)
- 特別講演、各種セミナー
最新技術等をテーマとした特別講演及びセミナーを実施いたします。



第16回おおた研究・開発フェア 出展規約

1 基本条件

- (1) 申込者は出展申込時の「出展内容」「出展分野」記載内容に関する展示を行うものとします。
- (2) 主催者は、申込者の出展内容が「第16回おおた研究・開発フェア」（以下、「本展示会」という。）の趣旨に合致しない場合には申込者に対し出展をお断りする場合があります。
- (3) 主催者は、出展の申込順に出展申込記載の「出展内容」に従い選定を行います。選定結果に対する不服申立ては認めないものとします。
- (4) 申込者は、出展申込書記載内容のうち申込者の概要、出展する製品・技術等に関する内容について、主催者がパンフレット、ホームページ等に記載・掲載することに同意するものとします。

2 出展料金の請求

- (1) 事務局（(公財)大田区産業振興協会）が出展申込を受け取り、記載内容について承認し、出展を許可する旨の通知をした時点で、本出展申込書に基づく出展契約が成立したものとします。
- (2) 出展料金は、1小間あたり¥33,000.-（消費税別）とし、この金額にコマ数を乗じた金額が出展料金の請求額となります。
- (3) 出展者は、出展料金の請求額を請求書の指定する期日までに指定の口座にお振込みください。
- (4) 振込手数料については出展者が負担するものとします。
- (5) 期限までに出展料金のお支払いが確認できない場合、出展契約を取消す場合があります。その際には、出展料金に相当する金額をキャンセル料として申し受けますのであらかじめご了承ください。

3 出展申込みの取消し

- (1) 出展申込み後の小間の取消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 出展者の都合により小間の取消し又は変更があった場合には、出展者はその旨を事務局あてに通知してください。なお、その際には出展料金に相当する金額をキャンセル料として申し受けますのであらかじめご了承ください。

4 小間位置の決定

- (1) 小間位置に関しては会場ゾーニング、出展小間数を考慮して、主催者が決定します。
- (2) 小間位置の決定後、展示効果の向上のために事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 出展者は小間位置の決定に対する不服申立て並びに小間位置の変更に対する不服申立て及び賠償請求は行えないものとします。

5 小間の転貸等の禁止

出展者は、小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

6 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み（以下、「代表出展者」という。）共同出展する社名及び担当者名を事務局まで連絡してください。なお、事務局からの連絡・資料の送付等は、代表出展者あてのみとします。

7 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は小間内の出展物の設置を会期初日の指定する時間までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに小間を占有しなければ事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展者は、同日に解除した場合のキャンセル料として出展料金に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際には、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内出展物、装飾品等を後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。
- (7) 出展者は、小間内、前通路の床及び備品の机・イスを清掃して退去するものとします。
- (8) 出展者は、配送業者を利用しての搬入・搬出をする場合、事務局の指示に従い実施することとします。

8 展示場の使用

- (1) 実演又は他の宣伝営業活動（以下、「実演等」という。）は、すべて小間内において行うものとします。
- (2) 出展者は、実演等のために小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任をもつものとします。
- (3) 出展者は、近隣の小間の妨害となるような小間の運営を行うことはできません。

- (4) 近隣の小間の出展者からの苦情に対して、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者はその変更の要求に応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物及び行為並びに展示会の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合、展示に関わる人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (7) 主催者は、(5)及び(6)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

9 廃棄物の処理

- (1) 出展者は、展示廃棄物、使用済みの資材、ダンボール、小間内・周辺のごみ等を持ち帰るものとします。
- (2) 廃棄物を放置した場合、処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求します。

10 契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何らの催告なく、本件出展契約を解除することができるものとします。この場合、主催者が損害を被ったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

- ① 出展料の全て又は一部を支払わない場合
- ② 出展小間を展示会出展の目的以外に使用した場合
- ③ 出展小間を使用しない場合
- ④ 解散若しくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社整理の各申し立てがあった場合
- ⑤ 公租公課につき滞納処分を受けた場合
- ⑥ 主催者の信用を失墜する事実があった場合
- ⑦ その他主催者の定める規定に違反した場合

11 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について事故防止に細心の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 事務局は、会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、出展小間内に立ち入り、点検し、適宜の措置をとることができます。

12 損害賠償

- (1) 主催者は、主催者に起因しない事由によるものである場合、出展者及びその代理人・従業員・関係者が展示小間を使用することによって生じた物品・人身等に対する損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備若しくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- (3) 主催者は、本展示会媒体資料・データ等の偶発的な誤字・脱字等によって生じた損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

13 保険の推奨

会場への出展物の搬入開始から搬出終了までの期間について、出展者が必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することを、主催者は推奨します。

14 展示会の中止等

- (1) 主催者の責めによらない事由により、展示会の開催又は継続が困難であると判断した場合、会期の変更、開催の中止又は中断等を決定することがあります。
- (2) 前項の会期の変更、開催の中止又は中断等により出展者に損失又は損害が生じた場合であっても、主催者は、一切の責任を負わないものとします。

15 規約の遵守

- (1) 出展者は、出展の申込みをもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。なお、産業プラザPIO利用規則内において、当協会が出展者の責務に該当すると定めた事項及び後日配布する「出展者マニュアル」も、本出展規約に付帯するものとして出展者は遵守するものとします。
- (2) 出展内容により、法令・条例に基づく届出又は確認書の提出等が必要な場合、出展者は別途指定する期日までにその届出又は確認書の提出等を行わなければならない（食品関係・アルコール販売関係・危険物等）。

第16回おおた研究・開発フェア 個人情報保護指針

事務局では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取扱うとともに、安全性を確保するために次の取組みを実施いたします。

1 個人情報保護に関する法令等の遵守

実施に係る個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「(公財)大田区産業振興協会 個人情報保護ポリシー」及びその他の関係法令を遵守いたします。

2 第16回おおた研究・開発フェアとしての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた事務局内における利用及び事務局以外の者への提供は、大田区及び関連団体が行う、大田区自主事業に係る案内の場合や、大田区の施策及びこれに関連する内容の案内・紹介等の場合を除き、一切いたしません。

お問合せ

公益財団法人大田区産業振興協会 イノベーション係

TEL : 03-5579-7971 Mail : innovation@pio-ota.jp